



お風呂とトレーニングジムで体を鍛えよう



茨城県社会保険協会では、会員の健康づくりの一環としてトレーニングルーム・プール・温浴（風呂等）が利用できる施設の利用補助事業を実施いたしますので是非ご利用ください。

利用期間
利用施設
利用資格
利用方法
利用料金

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
「つくばウェルネスパーク」 茨城県つくば市山木1562 TEL.029-867-5210
(休館日 毎月第1・第3木曜日、12月31日と1月1日、他に設備保守点検等のため休館することがあります)
茨城県社会保険協会への加入に賛同し、会費を納めている事業所の被保険者及び被扶養者
受付にて利用補助券と自己負担額を現金でお支払いください。

利用者区分	利用料金	
	正規利用額	自己負担額
大人(中学生以上)	730円	510円
小人(満3歳以上)	410円	200円
満65歳以上の方	410円	200円
障害者手帳をお持ちの方(大人)	410円	200円
障害者手帳をお持ちの方(小人)	無 料	
満3歳未満の方		

《ご利用規定》

- つくばウェルネスパーク発行の回数券と利用補助券との併用利用はできません。
- 上記料金でトレーニングルーム・プール・温浴（風呂等）がご利用できます。
- 小学校2年生以下は大人の同伴利用が必要となります。

申込方法

下記「利用補助券申込書」を作成のうえ、返信用封筒に切手(82円)を貼り一般財団法人茨城県社会保険協会(〒310-0021 水戸市南町3丁目4番12号 常陽海上ビル8階)あてお申込みください。折り返し「利用補助券」をお送りします。

申込期限
その他

令和2年2月28日までに申込み下さい。
☆補助券は1人1枚1回限り有効です。
☆多くの会員事業所の方々にご利用いただくため、**1会員事業所10枚以内**とさせていただきます。
☆暴力団関係者や入れ墨・タトゥー(シールを含む)をされた方の入場は、お断りいたします。
なお、入場後に判明した場合は、すみやかに退場していただきます。
☆臨時休館日、施設内容など詳しくは施設にお問い合わせください。

お申込み・お問い合わせ

〒310-0021 水戸市南町3丁目4番12号 常陽海上ビル8階 一般財団法人茨城県社会保険協会
TEL.029-226-8005 <http://www.ibashaho.or.jp>

※ 社会保険協会の各種事業は、会員事業主様より納入いただいた会費により運営しています。

----- 切 - リ - 取 - リ - 線 -----

「つくばウェルネスパーク」利用補助券申込書

○希望する申込枚数を記入してください

健康保険証の事業所記号(7桁又は8桁の数字) ※健康保険証カードの氏名上に記載されている記号(数字)	
申 込 枚 数	枚

上記のとおり申し込みします。

令和 年 月 日

一般財団法人茨城県社会保険協会長 殿

事業所所在地 〒

事業所名称

事業主名

事業所電話番号



*ご記入いただきました個人情報、補助事業の運営のみに使用させていただきます。